

【2022 年第 13 号】

香港の受動的所得に対するオフショア 免税制度(FSIE 制度)の改正法案

2022 年 11 月 17 日

黒田亜希 KURODA AKI

香港法人営業部
アドバイザー室

T +852-2823-6666

E AKI_KURODA@HK.MUFG.JP

株式会社 三菱 UFJ 銀行
MUFG Bank, Ltd.
(Incorporated in Japan with limited liability)
A member of MUFG, a global financial group

2022 年 10 月 28 日、香港政府は「内国歳入改正特定外国源泉所得に対する課税法案 2022」(オフショア所得に対する免税制度(FSIE 制度)の改正法案)を交付し、11 月 2 日に立法院に提出した。本法案は多国間の「二重非課税」を防ぎ、国境を超えた租税回避に対応するための法案で、2023 年 1 月 1 日から施行される予定だ。本稿では、今回の税制改正の背景および内容と、香港に拠点を置く企業が受ける影響について解説する。

1. 税制改正の背景

香港では原則として、香港を源泉としない所得は香港で課税しない源泉地主義をとっている。従って、これまでオフショアの受動的所得は原則として香港では非課税とされてきた。一方で、欧州連合(EU)は加盟国に対し、「有害¹」な税制を新たに導入しないこと、「有害」とみなされる法律を修正することを求めてきた。EU は加盟国以外の国・地域についても、国際的な税制基準に照らしてその税制を評価し、税務上非協力的な国・地域のリスト(EU リスト)を作成している。

2021 年 10 月、欧州連合(EU)が香港の受動的所得に対するオフショア所得非課税制度が「有害」であるとし、税務面で非協力的な国・地域として香港を「ウォッチリスト²」に追加した。もし香港が EU の「ブラックリスト³」に載せられることになれば、香港に拠点を置く企業が税制上の防衛措置の対象となり、不利益を受ける可能性が生じる。また、国際的な税務基準を順守しない国・地域として、国際金融センターとしての香港のレピュテーションに関わることにもなるだろう。そのような事態を回避するため、香港政府は EU の要請に応える形で税制改正に踏み切ったのが今回の改正である。すなわち、今回の税制改正は企業からの徴税強化が目的ではなく、あくまでも国際間の二重非課税の防止が目的である。実際、様々な条件での免税制度が設けられているので、全てのオフショア受動的所得が直ちに課税対象となる訳ではない。香港政府は香港の源泉地主義や低税率の原則は不変であるとし、今回の税制改正による企業のコンプライアンス上の負担を最小限にする方針も明らかにしている⁴。

以下、今回改正された免税制度のポイントについて紹介する。

¹ EU の定義では、「有害」とは一般的な課税水準より著しく低い課税水準である、便益が非居住者もしくは非居住者との取引のみを与えられている、便益が国内市場から遮断されている、実質的な経済活動なしで便益が与えられている、利益確定のルールが国際的に認められたルールから乖離している、透明性が欠如していることを言う。

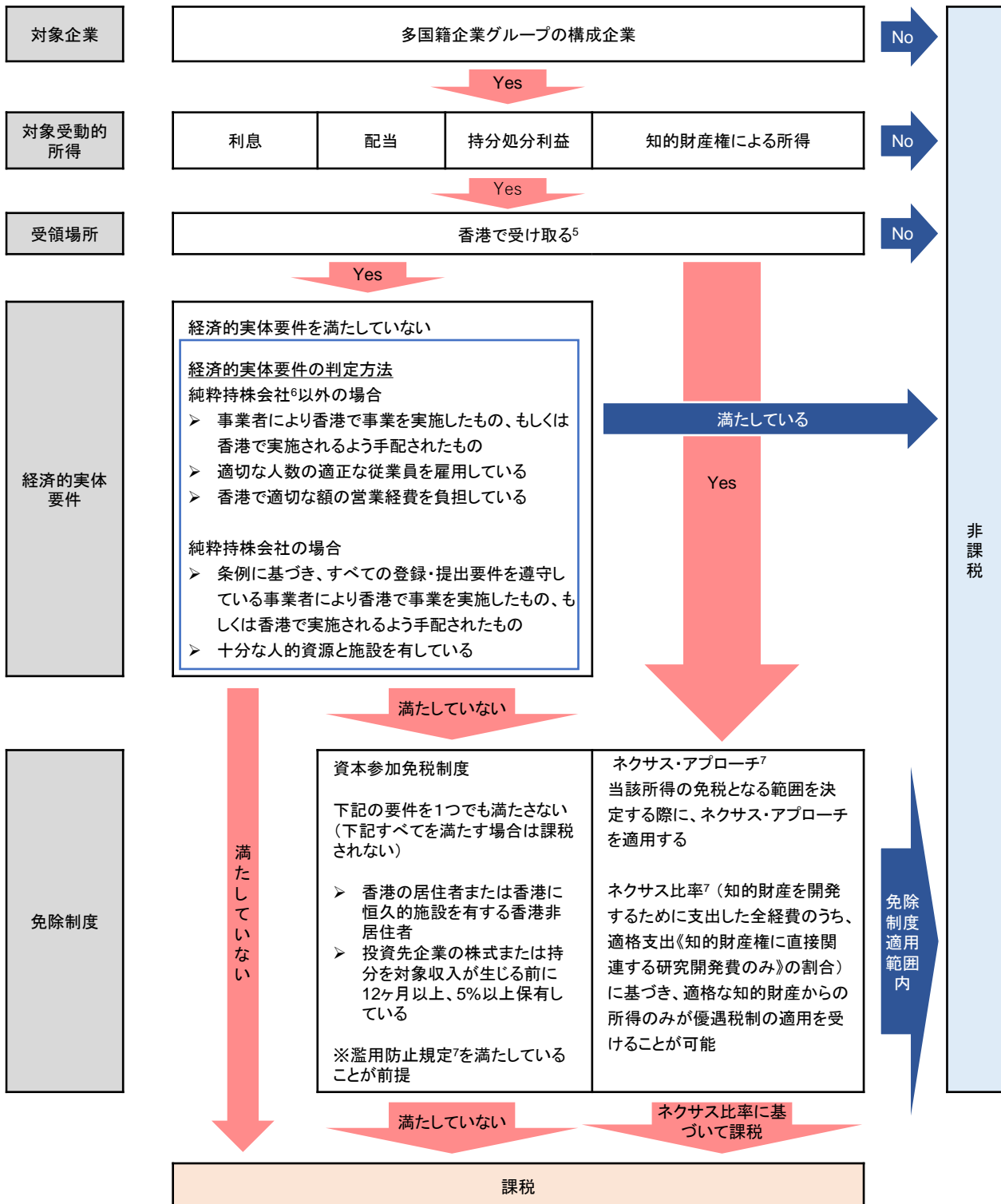
² 正式名称「EU リストの付属書 II」

³ 正式名称「EU リストの付属書 I」

⁴ 出所:2022 年 7 月 4 日立法院金融委員会によるディスカッションペーパー

2. オフショア受動的所得に対する免税制度(FSIE 制度)改正内容

今回の税制改正により、2023年1月1日より多国籍企業グループの構成企業においては、オフショア受動的所得の一部が課税されることになる。前述の通り徴税強化を目的としたものではないため、経済的実体要件と免除制度があり、下記の条件を満たしたオフショア受動所得のみが課税される。



⁵ 香港で受け取るとは、1)その金額が香港に送金、もしくは持ち込まれた場合、2)香港で行われている事業で発生した債務の返済に使用される場合、3)その金額で動産を購入し、それを香港に持ち込む場合のこと。

⁶ 純粹持株会社とは、他事業体の持分を所有しているのみの事業体で、配当金、持分処分益、持分の取得・保有や売買に付随する収入のみから利益を得ていること。

⁷ 次頁参照

資本参加免税制度による濫用防止規定(配当、持分処分利益へ適用)

濫用防止規定	
濫用防止規定 1	<p>下記の場合のみ資本参加免税制度が適用される</p> <p>配当の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 配当およびその基礎となる税引前営業利益が香港以外の子会社・孫会社等で適格な類似の税金(15%以上)の対象になっていること ➢ 子会社・孫会社等からの配当利益の総額が該当企業の受取配当金額以上である場合 <p>※上記の配当およびその基礎となる税引前営業利益が外国税額控除可能の場合、資本参加免税制度は適用されない</p> <p>持分処分利益の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 香港以外で適格な類似の税金(15%以上)の対象になっていること
濫用防止規定 2	<p>下記の場合は、資本参加免税制度は適用されない</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象オフショア受動的所得を受領する企業が、その所得に関して取り決めを実施していること ➢ 企業による取り組めの主な目的の1つが、税制上の優遇措置を得ることであること

ネクサス・アプローチ(知的財産権による所得へ適用)

オフショアの知的財産権による所得に関しては、免税範囲を決定するためにネクサス・アプローチが適用される。ネクサス・アプローチでは、納税者が適格知的財産を開発するために支出した全経費のうち、適格支出(知的財産権に直接関連する研究開発費)⁸が占める割合を「ネクサス比率」として定義する。

ネクサス・アプローチ	
免税対象	適格知的財産による所得 × ネクサス比率
適格知的財産	香港、もしくは香港以外の地域で登録された特許および、特許と特許に類似する知的財産 ⁹
ネクサス比率	$\frac{\text{適格支出(対象企業あるいは外部に委託した直接関連する研究開発費)}}{\text{知的財産を開発するために支出した全経費}} \times 130\%$

ユニラテラルな税額控除の導入

免税を受けられない納税者が、香港と包括的二重課税防止協定を締結していない国・地域等(二重課税防止協定を締結しているが税額控除・免税に関する条項がない国・地域も含む)で、対象オフショア受動的所得について既に法人税等の税金を払っている場合、ユニラテラルな税額控除を実施することで二重課税を回避する。

⁸ 利息の支払い、土地・建物もしくは増築・改築等の支払い、対象となる知的財産を取得するために企業が負担した支出(資本支出含む、取得・ライセンス供与、他社との合併など問わない)は適格な研究開発費とはみなされない。

⁹ 「特許と特許に類似する知的財産権」とは、特許法または香港以外の地域の法律に基づいて付与された特許もしくは特許出願、および著作権法または香港以外の地域の法律の下でソフトウェアに存在する著作権のことを指す。特許と同等に法的に保護され、特許同様の承認・登録プロセスを経ているもののみ対象になる(著作権で保護されたソフトウェアなど)。商標や著作権などは優遇税制の対象外となる。

配当の場合、ユニラテラルな税額控除を受けるためには、配当を受け取る企業が配当を分配する企業に対して十分な権益を有していなければならない(十分な権益を有しているとは、少なくとも 10%の直接または間接の持分を有しているか、議決権の少なくとも 10%を行使する、もしくは行使を支配する権利を有している場合のことを言う)。

3. まとめ

今回の税制改正は、香港では非課税とされてきたオフショア所得の一部が課税されることになるため、シンプルさを旨としてきた香港の税制においてはエポックメイキングな出来事と言えよう。多国籍企業の構成企業は、その事業規模の大小に関わらず対象になるため、日系企業の香港現地法人は原則として本税制改正の対象となる。

ただし、外国子会社からの利息、配当、持分処分利益に関しては、香港で実質的な経済活動を行っていればこれまで同様に課税対象外となるため、ほとんどの日系企業では事業所得税負担への影響は大きくないと考えられる。経済的実体がないいわゆるペーパーカンパニーの場合は、海外からの受取利息に関しては課税されることになるが、配当と持分処分利益には「資本参加免税制度」という救済措置が設けられている。そもそも経済的実体がない在香港のペーパーカンパニーは、日本のタックスヘイブン対策税制によって、受動的所得だけでなく会社単位で合算課税の対象となるため、日系企業では既に対策を講じている企業が多い。そのため、本税制改正による影響は限定的とみられる。

一方、今回の税制改正で最も影響を受けるのは、知的財産権による所得であると言える。知的財産権によるオフショア所得がある場合は、特許と特許に類似する知的財産権によるオフショア所得のみが拠出した研究開発費用に応じて免税対象となり、それ以外のオフショア所得は課税対象となる点に注意が必要だ。

その他注意すべき点としては、新しい制度がいつから適用されるかという点だ。本法案には「不遡及の原則」の記載がないが、内国歳入庁(IRD)は、本制度が予定通り 2023 年 1 月 1 日から施行された場合、2023 年 1 月 1 日以降に発生・受領した特定外国源泉所得にのみ適用されることを明らかにしている¹¹。つまり、配当の場合、2023 年 1 月 1 日より前に発生した 2022 年配当を 2023 年に香港で受け取ったとしても、新しい制度は適用されないことを意味する。

本税制改正において日系企業が取るべきアクションとしては、まずは香港税務の専門家と課税対象と新たな税負担の有無を確認した上で、潜在的な課税リスクについてもスタディしておく必要があるだろう。その上で、香港会社における経済的実態の充実や、資本関係や商流といった資金調達構造の見直しの必要性が生じる場合もあると言えよう。なお、本法案は未成立であり、細部が変更になる可能性があるため、今後の動向に注意が必要だ。当室では引き続き関連情報を提供していきたい。

以上

¹¹ 出所: 内国歳入庁(IRD) https://www.ird.gov.hk/eng/tax/fsie_example.htm

	発行日	タイトル
2022 年第 12 号	2022/10/21	<u>香港 2022 年施政方針を発表</u>
2022 年第 11 号	2022/9/22	<u>前海・香港間のベンチャーキャピタル相互投資優遇措置</u>
2022 年第 10 号	2022/8/17	<u>広東省のグリーンファイナンスの発展に向けた実施方案</u>

当室が発行した過去のニュースフォーカスについて、以下のリンクよりご参照：

(日本語) https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_JP.pdf

(英語) https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_ENG.pdf

- These materials have been prepared by MUFG Bank, Ltd. ("the Bank") for information only. The Bank does not make any representation or warranty as to the accuracy, completeness or correctness of the information contained in this material.
- Neither the information nor the opinion expressed herein constitute or are to be construed as an offer, solicitation, advice or recommendation to buy or sell deposits, securities, futures, options or any other financial or investment products. The Bank [MUFG Bank] is a licensed bank regulated by the Hong Kong Monetary Authority and registered with the Securities and Futures Commission to carry out Type 1 and Type 4 regulated activities in Hong Kong.
- All views herein (including any statements and forecasts) are subject to change without notice, its accuracy is not guaranteed; it may be incomplete or condensed and it may not contain all material information concerning the parties referred to in this material. None of the Bank, its head office, branches, subsidiaries and affiliates is under any obligation to update these materials.
- The information contained herein has been obtained from sources the Bank believed to be reliable but the Bank does not make any representation or warranty nor accept any responsibility or liability as to its accuracy, timeliness, suitability, completeness or correctness. Therefore, the inclusion of the valuations, opinions, estimates, forecasts, ratings or risk assessments described in this material is not to be relied upon as a representation and / or warranty by the Bank. The Bank, its head office, branches, subsidiaries and affiliates and the information providers accept no liability whatsoever for any direct or indirect loss or damage of any kind arising out of the use of all or any part of these materials.
- Historical performance does not guarantee future performance. Any forecast of performance is not necessarily indicative of future or likely performance of any product mentioned in this material.
- The Bank retains copyright to this material and no part of this material may be reproduced or re-distributed without the written permission of the Bank and the Bank, its head office, branches, subsidiaries or affiliates accepts no liability whatsoever to any third parties resulting from such distribution or re-distribution.
- The recipient should obtain separate independent professional, legal, financial, tax, investment or other advice, as appropriate.

Copyright 2022 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.